

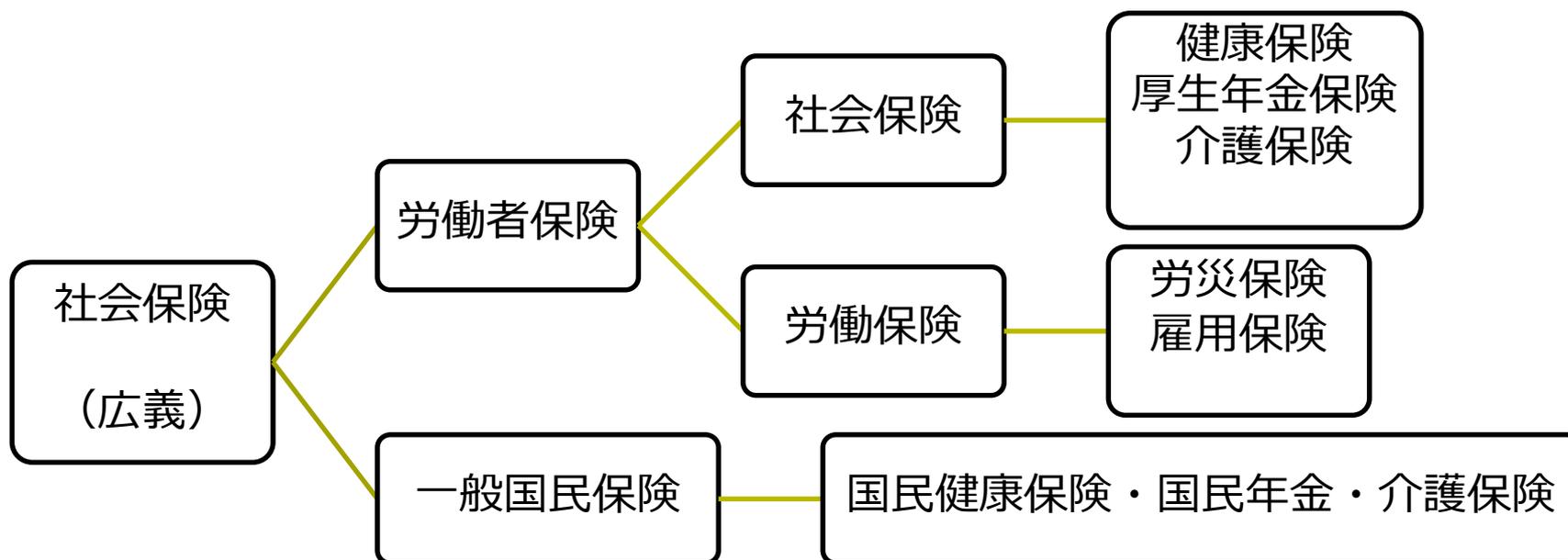
オンラインライブ通信 模擬講義 年金概論



T A C 社会保険労務士講座 講師 武田 暁



日本の社会保険制度



社会保険制度 = 社会保険労務士の試験範囲
⇒社会保険労務士とは社会保険のプロフェッショナル



社会保険って何？

厚生労働省HPより

社会保障制度：国民の「心」や生活の「安定」を支える
セーフティネットで以下の4つ

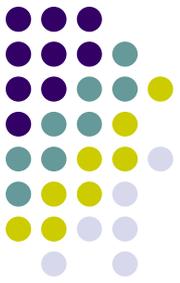
①社会保険②社会福祉③公的扶助④公衆衛生

中核となるのが社会保険制度

人生の様々なリスクに備えて、人々があらかじめお金（保険料）を出し合い、実際にリスクに遭遇した人に、必要なお金やサービスを支給する仕組み

社会保険制度のプロとして社会保険労務士が存在する

※社会保険労務士は厚生労働省管轄の資格です



社会保険とは

社会保険を簡単にまとめると

5つに分類できます：①労災・②雇用・③医療・④年金・⑤介護
又、（労働保険）と（社会保険）に分類できます

労働保険：労災・雇用

社会保険：医療、年金、介護

これが社会保険労務士試験科目として

労働科目：**労災保険・雇用保険** + 労働基準法

社会保険：**健康保険・厚生年金保険・国民年金法**

この6つが社会保険労務士試験の主要科目です



日本の社会保障給付費

社会保障給付費 2024年度（予算ベース） 137.8兆円（対GDP比 22.4%）

年金 61.7兆円（44.8%）	医療 42.8兆円（31.0%）	福祉その他 33.4兆円（24.2%）
------------------	------------------	---------------------

給付費137.87兆円の負担割合

保険料：80.3兆円（59.5%）

公費：54.7兆円（40.5%）

他（積立金運用収入）

社会保険の果たす役割は大きい

その中で一番大きい年金の話をしていきます



P2・年金概論

1・公的年金制度の仕組み

加齢（老齢）、障害、死亡などのリスクに対して社会全体で備える

人の一生の三大リスク

- ・長生きリスク（稼得能力の喪失、又、何歳まで生きるのかわからない）
⇒**リタイア後の終身（生きていくかぎり）での年金支給（老齢年金）**
- ・障害・死亡リスク（障害、又は死亡して所得の喪失）
⇒病気や怪我の補償、死亡による遺族への補償（障害・死亡）
- ・インフレリスク（貯蓄をしても物価の変動による資産の目減り）
⇒**実質的な価値に配慮した年金の支給**

公的年金制度は現役世代が払った保険料を、その時々の高齢者の年金給付に充てる
(賦課方式)

純粋な賦課方式でなく、積立金も活用している

世代と世代の支え合い（国民皆年金体制）



P 2 ・ 年金概論

2 ・ 公的年金制度の変換

昭和17年	労働者年金法の実施（厚生年金の前身）
昭和19年	厚生年金法になる
昭和34年	福祉年金の実施（無拠出制）
昭和36年	国民年金の実施（拠出制） ※旧国民年金
昭和61年	全国民共通基礎年金制度の実施 第3号被保険者制度の実施 ※昭和61年4/1以降を新法と言う（その前を旧法）
平成9年	基礎年金番号制度の実施
平成13年	厚生年金保険の定額部分の支給開始年齢の段階的引上げの実施
平成15年	厚生年金保険等の総報酬制の実施
平成21年	基礎年金の国庫負担割合の1/2へ引上げ
平成25年	厚生年金保険の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的引上げの実施
平成27年	被用者年金一元化



P2・年金概論

(2) 新法の年金

旧法：昭和61年3/31まで

国民年金と厚生年金は別の年金制度

旧国民年金
自営業者等（勤め人の配偶者）

旧厚生年金保険
被用者（勤め人）



昭和61年4月1日から

新法：昭和61年4/1

基礎年金制度導入（共同年金）

基礎年金（全国民共通）		
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

厚生年金保険 （報酬比例年金）



P2・年金概論

(3) 基礎年金と上乘せ年金

- ・ 全国民対象：基礎年金（国民皆年金）
- ・ 労働者対象：厚生年金保険（報酬比例年金）
2階建方式

厚生年金保険（報酬比例年金）		
国民年金（基礎年金）		
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

原則、60歳未満は全て国民年金に加入する

基礎年金（老齢・障害・死亡）の支給 ○○基礎は国民年金

民間の労働者や公務員等はプラス厚生年金に加入する

基礎年金の上乗せとして報酬比例（保険料に応じた）給付

厚生年金保険の被保険者は国民年金にも加入している

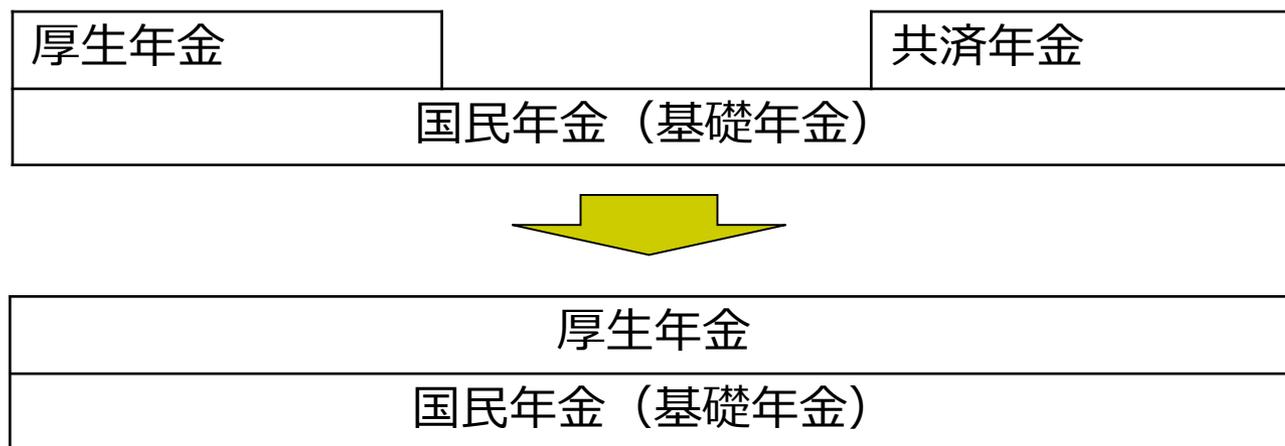


P2・年金概論

※厚生年金保険の一元化

平成27年10/1に共済年金と厚生年金保険が統合された
元々は別の年金（2階部分） 1階部分は共通

※共済年金：公務員、私立学校



日本の年金制度の基本は国民年金と厚生年金となった



P4・年金概論

3 被保険者

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
国民年金のみ	国民年金・ 厚生年金	国民年金のみ
20歳以上60歳未満	厚生年金の被保険者	第2号被保険者の配偶者 20歳以上60歳未満
自営業・学生・無職	会社員・公務員等	専業主婦等

4 年金の種類

老齡		遺族		障害	
	老齡厚生		遺族厚生		障害厚生
老齡基礎	老齡基礎	遺族基礎	遺族基礎	障害基礎	障害基礎
国民年金 加入者	厚生年金 加入者	国民年金 加入者	厚生年金 加入者	国民年金 加入者	厚生年金 加入者

老齡

遺族

障害

※厚生年金加入者は2階建て年金



P7・年金概論

5・保険料

	保険料	納付
第1号被保険者	16,980円（令和6年度）	毎月定額納付
第2号被保険者	不要	※厚生年金保険料納付
第3号被保険者	不要	不要

第2号被保険者、第3号被保険者の保険料は厚生年金の保険料の一部を**基礎年金拠出金**として国民年金へ供出している

2号・3号は保険料を負担していないのではない
厚生年金の保険料から国民年金の給付分を出している
※3号分も国民年金の保険給付としては原資を得ている



P7・年金概論

ポイント①

国民年金制度は昭和36年4/1スタート（旧法開始）

- ・厚生年金保険とは別の仕組み ※厚生年金は昭和17年開始
- ・**会社員等の配偶者は年金加入は任意（自由であった）**

⇒一般的に専業主婦は年金に加入していない（将来は夫の年金で暮らす）

ポイント②

昭和61年4/1より新法スタート（現在の年金制度）

- ・全国民対象の基礎年金制度
- ⇒会社員等の配偶者も国民年金加入（専業主婦・夫にも年金）

ポイント③

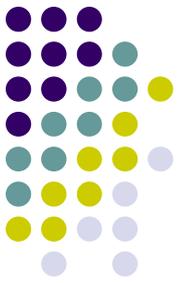
自営業者を取り巻く環境の変化（豊1号から貧1号が増えた）

- ・自営（商店等）は安泰な仕事
- ・過去は所得は自営＞会社員が多かった

年金は社会情勢の変化があり、スタート時と仕組みが異なる部分が多い

- ・働き方の多様化
- ・専業主婦世帯の減少
- ・定年年齢の延長

少子高齢化が最大の問題



年金 今昔

老齢年金の支給開始年齢

- ・ 国民年金：65歳
- ・ 厚生年金：55歳（55歳⇒60歳⇒65歳）
⇒男女で引上げ時期が異なった
※定年が55歳（女性は50歳の時代も）

老齢年金の支給要件

- ・ 国民年金に25年加入（現在は10年）

昔は国民年金と厚生年金は別の制度

- ・ 国民年金被保険者期間25年で老齢基礎年金
- ・ 厚生年金被保険者期間20年で老齢厚生年金

現在は共同年金制度となり

- ・ 老齢厚生年金を支給される条件
老齢基礎年金が支給される（国民年金被保険者期間10年）



元号を直す

昭和・平成・令和の関係

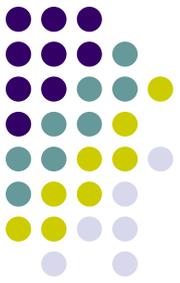
①平成を昭和へ + 63 平成20年は昭和83年
⇒昭和を平成 - 63 昭和83年は平成20年

②令和を昭和へ + 93 令和6年は昭和99年
⇒昭和を令和 - 93 昭和99年は令和6年

③令和を平成へ + 30 令和6年は平成36年
⇒平成を令和 - 30 平成36年は令和6年

今は令和6年：昭和99年・平成36年
例年は令和7年：昭和100年

Fin



年金の学習は以下の科目で行います

- ・ 国民年金
- ・ 厚生年金保険